

## 青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の 一部を改正する条例の制定について

### 1 改正理由

国では、「地域再生法」に基づき、地方における雇用の創出を通じて、地方への新たな人の流れを生み出すことを目的に、地方への本社機能の移転・拡充など、企業の地方拠点化を促進しており、各都道府県から一定の条件を満たす地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた企業に対する特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例などのほか、地方公共団体が認定事業者に課すべき地方税を課税免除又は不均一課税した場合の減収額に対し、地方交付税による補てん措置を行っている。

本市では、平成 28 年に「青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例」を定め、県が策定した地域再生計画に定める地方活力向上地域において、県知事の認定を受けて本社機能を有する施設（事務所、研究所等）の新設等を行う事業者に対し、3か年度、固定資産税を不均一課税とする措置を講じている。

今般、「地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令」が一部改正され、地方公共団体が不均一課税を行った場合に国が行う地方交付税による減収補てん措置が 2 年間延長されたことから、本市の固定資産税の不均一課税の措置を延長するため、本条例についても所要の改正を行うもの。

### 2 改正概要

項目	改正後	改正前
期間	令和 10 年 3 月 31 日までの間 ※ 適用期限の延長	令和 8 年 3 月 31 日までの間
対象	所得税法施行令第六条第一号から第三号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第三号までに掲げるもの ※ 対象資産の範囲明確化(これまでと取扱いは同じ)	—

### 3 施行期日

公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

#### 【参考】本市の不均一課税の税率

区分	移転型 (東京 23 区にある本社機能を移転)	拡充型 (東京 23 区以外にある本社機能を移転又は市内にある本社機能を拡充)
初年度	1.6%→0.14%	
2年度	1.6%→0.35%	1.6%→0.467%
3年度	1.6%→0.70%	1.6%→0.933%